

健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画策定専門部会 概要

1 根拠法令

大津市保健所条例第7条第1項設置根拠

2 専門部会の設置目的

平成25年度から令和5年度までを計画期間とする「健康おおつ21（第2次計画）」及び平成29年度から令和5年度までを計画期間とする「第3次大津市食育推進計画」については、令和5年度において次期計画を一体的に策定する。計画策定にあたっては、国の健康日本21（第三次）及び第4次食育推進基本計画の内容を踏まえ、地域の特性を反映させた独自性のある計画とする必要がある。

そのため、有識者から、専門的立場で幅広い意見を聴取し、次期計画に反映することが重要となる。よって、大津市保健所条例第7条第1項の規定に基づき、大津市保健所運営協議会において、計画策定に関する事項の審議を行うための専門部会を設置する。

3 専門部会の設置期間

令和5年7月19日から令和6年3月31日まで（予定）

4 専門部会の委員構成

所属等		氏名	備考
大津市食品衛生協会	副会長	今井 博司	
龍谷大学農学部食品栄養学科	教授	上田 由喜子	
一般社団法人 大津市薬剤師会	会長	隠岐 英之	
公益社団法人 大津市医師会	公衆衛生部長	尾辻 りさ	
滋賀県健康医療福祉部健康寿命推進課	副参事	風間 昌美	
滋賀医科大学NCD疫学研究センター 滋賀医科大学社会医学講座	准教授	門田 文	
公益社団法人 滋賀県栄養士会	副会長	清水 満里子	
大津市健康推進連絡協議会	会長	藤木 季美	
大津市保健所運営協議会委員の公募に 応募した市民		安田 全代	
一般社団法人 大津市歯科医師会	常務理事	山元 浩美	

五十音順（敬称略）

5 専門部会 スケジュール

	開催日時	会場	主な内容	備考
1	R5.7.19(水) 13:30~15:30	ふれあいプラザ 5階大会議室	1 事業説明 2 現行計画評価(案)説明 3 次期計画骨子(案)説明	
2	R5.9.26(火) 13:30~15:30	ふれあいプラザ 5階大会議室	1 次期計画素案(案)説明	
3	R5.11	調整中	1 次期計画(案)説明	
4	R6.2	調整中	1 最終計画(案)説明	

6 事務局

保健所保健総務課地域保健推進室

【参考】

○大津市保健所条例（関連部分抜粋）

第7条 市長は、専門の事項を審議させるため必要があるときは、協議会の意見を聴いて、協議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、協議会の委員及び学識経験のある者その他適当と認められる者のうちから、市長が委嘱する。

3 専門部会の委員は、当該専門の事項に関する審議が終了したときは、解嘱されるものとする。

4 前2条の規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「専門部会」と、「委員」とあるのは「当該専門部会の委員」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

大津市保健所運営協議会運営要領（関連部分抜粋）

（趣旨）

第1条 この要領は、大津市保健所条例（平成20年条例第45号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき大津市保健所運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（専門部会に担任させる事項）

第2条 条例第7条第1項の専門の事項は、次に掲げる事項とする。

(1) おおつ保健医療プラン2019（第3期大津市保健医療基本計画）に関すること。

(2) 次期大津市保健医療基本計画の策定に関すること。

(3) 次期健康増進計画及び食育推進計画の策定に関すること。

(4) その他市長が特に必要と認める事項

（専門部会の設置基準）

第3条 条例第7条第1項の規定により専門部会を置く場合における基準は、次のとおりとする。

(3) 前条第3号に掲げる事項に係る専門部会

ア 当該専門部会は、健康おおつ21（第3次計画）・第4次大津市食育推進計画策定専門部会（以下「健康おおつ21等策定専門部会」という。）と称する。

イ 健康おおつ21等策定専門部会は、委員10人以内で組織する。

ウ 健康おおつ21等策定専門部会の委員は、協議会の委員のほか、健康増進計画又は食育推進計画に係る知見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。